

学校法人聖母女学院 求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

令和8年10月1日

学校法人聖母女学院（以下「本法人」といいます。）は、建学の精神を基本として、「キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」に基づき、ハラスメントの防止に努めております。

本法人は、本法人の採用選考又は採用に資する活動（以下、総称して「求職活動等」といいます。）に参加される皆さま（以下「求職者等」といいます。）が、安心して求職活動等に臨むことができるよう、安全かつ健全な求職活動等に関する環境づくりを重要な責務と位置づけ、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許容しない姿勢を明確にし、以下の方針に基づき対応します。

【求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義】

本法人では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為を、以下のよう

に定義します。

本法人が雇用する教職員による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるもの。

また、本法人は、求職者等に対して、パワーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為、及び求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為についても必要な注意を払うように配慮いたします。

【求職者等に対するハラスメントの行為類型】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する具体的な性的な言動として、以下のようなものが挙げられます。なお、以下は例示であり、これらに限られるという趣旨ではありません。

（1）性的な内容の発言

- ・ 性的な事実関係を尋ねること
- ・ 性的な冗談やからかいなどの発言をすること
- ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること 等

（2）性的な行動

- ・ 性的な関係を強要すること
- ・ 必要なく身体に触ること
- ・ 執拗に私的な食事などに誘うこと
- ・ 性的な言動に対して拒否したために採用選考において不利益な取扱いをすること
- ・ わいせつな図画を配布すること 等

【求職活動等に関するルール】

本法人は、オンライン面接では原則として Teams 等を使用し、対面での面接は、本法人

のキャンパス内（藤森・香里）の会議室等で行います。

本法人は、面接に関するルールをあらかじめ明確にし、本法人の求職活動等に参加される皆さまに対して適切にご案内いたします。

本法人は、求職活動等に関する連絡は本法人の業務用メールアドレスから行い、本法人の教職員の私的なメールアドレスは使用しません。

本法人は、本法人の求職活動等に参加される皆さまに対して、私的な食事や連絡の強要、個人的な誘いを繰り返すなどの行為を行いません。

【求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応】

求職者等が安心して求職活動等に臨むことができるよう、以下の各対応のほか、法令に則り、適切に対応いたします。

ハラスメント防止に関する研修を定期的実施するとともに、採用担当者には、注意すべき事項などの教育に努めます。

以下のとおり、求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為に関する相談窓口を設けたうえで、相談窓口担当者が、適切に対応できるよう、教育その他必要な体制整備を行います。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為を受けたとのご相談には真摯に対応し、事実関係の迅速かつ正確な把握を行ったうえで、被害を受けられた方に対する配慮のための措置を講じるほか、再発防止に向けた措置を講じます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為が生じた場合、行為者に対し、適正な措置を講じます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為を相談された方のプライバシーの保護のために必要な措置を講じるほか、ハラスメント行為に関する相談をしたことによる不利益な取扱いはいたしません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為に関する事実確認に協力した教職員に対し、不利益な取り扱いをいたしません。

【求職者等に対するセクシュアルハラスメント行為に関する相談窓口】

本法人への求職活動等を通じ、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに遭われた、又はその疑いがある場合は、下記相談窓口までご連絡ください。相応しい相談員がご対応いたします。

学校法人聖母女学院 窓口	法人事務局 人事課	電話番号 075-644-6101
-----------------	--------------	----------------------